

China Tax Monthly (KPMG中国税務月報)

2022年4月

中国国家税務総局、新型コロナウイルス感染症の拡大防止期間における租税回避防止に係る問題の回答文を公布

背景

中国国家税務総局は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止期間における租税回避防止の監督管理に係る5つの問題点に対して、2021年9月30日付で「新型コロナウイルス感染症の拡大防止期間における租税回避防止に係る問題の回答文」（以下、「回答文」）を公布した。回答文は、移転価格税制の遵守、移転価格調査、事前確認（APA）における税務機関と納税者のための実務指針である。

回答文の概要

● 移転価格調査について

回答文では冒頭で、新型コロナウイルス感染症は各業界に様々な影響を与えており、一部の業界はネガティブな影響を受けているが、一部ではポジティブな影響となっていると述べた。税務機関は、独立企業間原則に準拠して、新型コロナウイルス感染症が関連者間取引に与えた影響を十分に考慮し、移転価格調査に臨機応変に対応する。企業は移転価格調査において、新型コロナウイルス感染症が自社の事業に与えた影響、特にネガティブな影響を正確に分析して、できる限り早急に移転価格リスクを定量的に分析・評価するよう提案する。

● 損失の処理について

回答文によると、税務機関は移転価格調査において、新型コロナウイルス感染症に関連する要因の影響を加味して、独立企業間取引におけるコスト・費用の分担に関する取り決めに総合的に勘案し、比較可能性分析を実施する。これは、新型コロナウイルス感染症が企業に及ぼす影響を税務機関も十分に理解していることを意味する。移転価格調査に備えて、企業は関連する損失に対する詳細な定量分析や証拠資料を準備するよう提案する。

● 利益の変動幅が大きいことについて

回答文では、国家税務総局 2016 年 42 号公告第 14 条（4）の内容を引用して、新型コロナウイルス感染症が、関連者間取引やバリューチェーンなどに与える具体的な影響をできる限り詳細に説明し、比較可能性分析では比較対象データを多角的に捉えて、新型コロナウイルス感染症が業界の利益水準に与える影響を反映するよう企業に求めている。所定の法規定に従うと、現在、企業はすでに 2020 年度のローカルファイルを概ね作成し、かつ、一部の企業はすでに税務機関に提出している。このような状況に際して、企業においては回答文の内容に照らし合わせて、すでに作成している 2020 年度の同時文書のローカルファイルを見直すよう提案する。記載すべき内容に不備がある場合は、さらに補足・改善が可能である（例えば、比較対象企業の 2020 年度の財務データ情報など）。

● 新型コロナウイルス感染症の拡大防止期間における政府支援について

回答文では、税務機関と企業の双方が比較可能性分析において関連する要因を十分に検討するよう解説している。特に関連する要因が移転価格の取り決めに影響を与えた場合、企業は該当する文書において関連情報及びその裏付けとなる分析結果を記載し、税務機関は分析結果の適正性と整合性を確保するために比較可能な要因を洗い出すよう重点的に求めている。

● 事前確認の実施

企業の事業活動は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて大きく変化する可能性がある。また、すでに締結している事前確認協議書の内容を確実に履行できなくなる可能性もある。回答文によると、企業はこのような場合に、書面による詳細な資料を作成して、新型コロナウイルス感染症による具体的な影響や事業上の変化を税務機関に説明し、事前確認の実施に際して、こういった変化や影響にどのように対処すべきかにつ

いて、税務機関と協議できる。具体的な対処法としては、ユニラテラル APA の締約条項の修正や執行の停止、及び税務総局が事前確認協議締結国との間でバイラテラル APA について協議し、解決すること等が含まれる。

2016 年国家税務総局第 64 号公告では、企業が事前確認の実施期間における事業上の潜在的な変化に伴う影響とそれに対処するための体制についてすでに規定している。回答文における具体的なアドバイスには、国家税務総局が可能な限り新型コロナウイルス感染症によるマイナスの影響を軽減し、事前確認の実施について柔軟に対応していく税務サービスの趣旨が反映されている。企業は事前確認の実施において遭遇する実務上の問題（例えば、新型コロナウイルス感染症による損失の処理など）に適切に対処し、この感染症が事前確認の実施に与える影響を最小限に抑え、税収安定性の維持に向けて、関連体制を利用して税務当局と協議されるよう提案する。

KPMG の所見

今回公布された回答文は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止期間において、税務機関や企業が日常的な移転価格税制管理でよく遭遇する問題に答えたものである。その内容を具体的にみると、経済協力開発機構（OECD）が以前に公布した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に関する移転価格執行ガイダンスとは異なり、同時文書の準備、移転価格調査、事前確認などの移転価格税制に関する実務に対して企業により明確なガイダンスを提供している。これは税務機関が、新型コロナウイルス感染症が企業の関連者間取引に係る移転価格税制にもたらす影響を容認することを示している。

また、回答文では新型コロナウイルス感染症による影響や企業の利益変動幅に関する記述において、各業界に与える影響の違いと比較可能性分析の詳細な適用方法も強調している。これは、税務機関が今後の移転価格税制の監督管理において、個々の企業の移転価格ポリシーとその実施結果の妥当性を評価するために、より細分化し的に絞った分析を行うことを示唆している。この変化により、企業は今後の移転価格税制の管理をさらに強化する必要がある。具体的には、企業は移転価格リスクを回避するために、ポストコロナ時代においても自社の経営状況を記録していく必要がある。また、関連者間取引に関する取り決めについても個別に分析し、その結果に基づき措置を講じて、自社の移転価格管理体制を最適化していく必要がある。

(MUFG BK 中国月報 2022 年 4 号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

日系企業サービス

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街 1 号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel : +86-10-8508-7638

E-mail : lisa.h.li@kpmg.com